INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.218 2021 年 10 月 12 日

韓国特許法・商標法・意匠保護法の改正案

韓国特許法・商標法・意匠保護法の改正案は、2021 年 10 月中に公布され、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行される予定です。

主な改正点は以下の通りです。

■特許・商標・意匠

・拒絶査定不服審判の請求期間が「30 日」から「3 ヶ月」に延長される。

・権利回復の要件として「責任を負うことができない事由」から「正当な事由」に緩和される。

・先出願に優先権主張があった場合、先出願に対する分割出願の際にも優先権主張が自動的に認められる。

■特許

・拒絶査定不服審判において拒絶査定が維持されても、登録可能な請求項のみを区分して出願する「分離出願制度」が導入される。

・特許査定後でも国内優先権主張出願が可能となる。

■商標・意匠

・登録査定後の商標・意匠出願は、設定登録前に、審査官が明らかな拒絶理由を発見した場合、職権で再審査することが可能となる。

・再審査請求による意匠登録出願の補正時期が「再審査請求時」から「再審査請求期間内」に拡大される。

（出典：特許法人 太平洋）

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。